

令和元年度

第23回和歌山市農業委員会議事録

日 時 令和元年5月10日（金曜日） 13時00分 開会
場 所 和歌山市農業委員会会議室

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項	使用貸借権の解約通知について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農用地利用配分計画の認可について
報告事項	和歌山市農業委員会事務局処務規程の一部を改正する規程について
議案第1号	和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について
議案第2号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
議案第3号	農地法第2条の農地でない旨の証明願について
議案第4号	農地賃貸借契約等登録台帳からの抹消願について
議案第5号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第6号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第7号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について（前回保留分）
議案第8号	農用地利用集積計画について

出席委員（17名）

2番	山本 宏一	12番	藤井 高
3番	土橋 ひさ	13番	廣井 伸多
4番	有本 太一	14番	辻本 傑
6番	坂東 紀好	15番	吉川 松男
7番	吉中 雅三	16番	大河内壽一
8番	湯川 徳弘	17番	山本 茂樹
9番	藤井 幹雄	18番	谷河 績
10番	岩橋 章	19番	中村 弘
11番	和田 好夫		

欠席委員（2名）

1番 宇治田清治
5番 曾根 光彦

出席職員

農業委員会事務局

局 長 東山 雅彦
課 長 奥谷 知彦
副 課 長 清瀧 篤樹
班 長 中川 拓哉
事務主査 松尾 文子
事務副主任 殿元 輝之

13時00分 開会

◆東山局長 それでは、定刻が参りましたので、第23回農業委員会総会を開催いたします。谷河会長よろしくお願ひします。

◆会長（谷河 績） ただいまより、第23回農業委員会総会を開会いたします。出席委員は19名中17名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。

去る4月26日、有本委員、和田委員、中村委員によりまして、現地調査並びに事情聴取が行われています。後ほど担当委員から報告方よろしくお願ひします。

なお、宇治田委員、曾根委員から都合により欠席したい旨、ご連絡がありましたので、ご報告いたします。

また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、湯川委員、藤井幹雄委員にお願いします。

それでは報告事項より始めさせていただきます。

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明いたします。

◆中川班長 番外、説明いたします。

本件は、農地法第3条の3第1項の規定による届出があったもので、15件ありました。内容はNo.2が持分放棄、その他は全て相続による所有権の取得です。

また、本届出に対して受理書を交付しておりますが、本受理書は権利の移動等の効力を発生させるものではありません。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について、説明いたします。

◆殿元事務副主任 番外、説明します。

農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人の名義変更が2件ありました。

なお、No.1は解約に伴うもので、報告事項 第18条第6項の通知No.1と関連しております。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について、説明いたします。

◆殿元事務副主任 番外、説明します。

本件は、農地法第18条第6項の賃貸借の合意解約通知で2件ありました。

なお、No.1は報告事項 賃借人名義変更No.1と関連、No.2は議案第5号 3条許可申請No.1と関連しております。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 使用貸借権の解約通知について、説明いたします。

◆殿元事務副主任 番外、説明します。

使用貸借権の解約が1件ありました。

本件は平成18年3月13日から20年間

の使用貸借権を合意解約し、経営移譲を終了するものです。

なお、本件は、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてのNo. 4と関連しています。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について説明いたします。

◆殿元事務副主任 番外、説明します。

本件は、農地法第4条による市街化区域内の農地転用の届出で3件ありました。平成31年4月26日付で受理通知書を交付しています。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について説明いたします。

◆殿元事務副主任 番外、説明します。

本件は、農地法第5条による市街化区域内の農地転用の届出で16件ありました。平成31年4月9日付、19日付、26日付で受理通知書を交付しています。なお、No. 3は賃貸借権の設定で、No. 10、15は使用貸借権の設定です。また、No. 3、16は開発許可済みです。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただいたことといた

します。

報告事項 農用地利用配分計画の認可について、説明いたします。

◆稲垣事務副主任 番外、説明します。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の規定に基づき、県知事より認可されたもので、11件ございました。面積は田が43,843㎡、畑が2,795㎡、合計46,638㎡です。なお、No. 1からNo. 7は3月26日付、No. 8からNo. 11は4月19日付で県知事による認可済みです。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 和歌山市農業委員会事務局処務規程の一部を改正する規程について、説明いたします。

◆中川班長 番外、説明します。

本件は和歌山市事務決裁規則の一部の改正に伴い、当委員会事務局処務規程においても、管外出張命令について、宿泊を要しない場合の専決区分の改正を行うものです。改正の箇所は議案書のとおりです。

平成31年4月26日会長専決、5月1日施行しております。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただいたことといたします。

議案第1号 和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について、提案いたします。

◆稲垣事務副主任 番外、説明します。

机上に対象農地の写真を配布しておりますので資料1をご覧ください。

本件は和歌山市遊休農地解消対策事業補助金交付要綱第5条の規定に基づいたもので、補助金の交付申請にあたり遊休農地証明書を添付する必要がある、借受予定者から証明願が3件ございました。対象農地は田のみで面積は5,346㎡です。遊休農地証明書交付の可否についてご審議願います。なお、対象農地については議案第8号No.1、No.2、No.6で利用権の設定を上程しております。以上です。

◆会長(谷河 績) 議案第1号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆11番(和田好夫) この事業の流れとしては、写真がついていますが、これは申請書と同時に写真は出ているわけですね。

◆中川班長 そうです。

◆11番(和田好夫) 刈り取って放棄して、初めて利用権の設定に移るわけですね。

◆中川班長 番外、説明します。

貸し借りの設定がこの総会で設定されますので、遊休農地である証明と貸し借りの設定は、この総会での同時の判断になります。遊休農地であるという証明をされたその農地を借り受けるということが決定しまして、借り受けることが決まった借り手が遊休農地を解消することによって補助金をもらうというそういう流れになります。

◆13番(和田好夫) その補助金は単年度だけですか。

◆中川班長 単年度だけです。

◆13番(和田好夫) 仮に、申請が出てきて今日は議決されて、草だけ刈って、お

金だけもらって、後は知らん顔している人、そんな例もあるのですが。草を刈って野菜なり作付して初めて完了するのではないのですか。

◆中川班長 補助金は農林水産課の事業になりますので詳しい判断は分かりませんが、一旦きれいに遊休農地を解消した状況の写真を確認することにより、補助金を交付されているように思います。ですから、作付してから確認ということではないと思います。

◆13番(和田好夫) 分かりました。

◆会長(谷河 績) 他にご意見、ご質問等ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第1号は可決と決定しました。

議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、提案いたします。

◆中川班長 番外、説明します。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税納税猶予に関する適格者証明書の申請があったものです。

今回の対象農地は市街化区域内の農地ですが、生産緑地の農地であるため、税法の改正に伴い、納税猶予を受けるには、生涯耕作を継続する必要があります。

そのことにより、相続人から、生涯耕作を継続する旨の誓約書が添付されております。以上です。

◆会長(谷河 績) 議案第2号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号は可決と決定しました。

議案第3号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について、提案いたします。

◆殿元事務副主任 番外、説明します。

本件につきましては、非農地証明の交付基準に基づき、証明願の提出が4件ございました。

No. 1 昭和63年頃にコンクリート舗装をし、倉庫及び駐車場として利用していました。現在は倉庫を撤去しており、露天駐車場として利用しています。

No. 2 昭和40年頃に舗装され、公衆用道路として利用しています。

No. 3 明治40年頃より宅地として利用しています。

No. 4 昭和63年頃よりホテルの敷地の一部として利用しています。

また、No. 1からNo. 4については、非農地証明の交付条件(5)の土地であって(7)から(9)の条件を満たしていると思われまふ。以上です。

◆会長(谷河 績) 議案第3号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号は可決と決定しました。

議案第4号 農地賃貸借契約等登録台帳からの抹消願について、提案いたします。

◆殿元事務副主任 番外、説明します。

農地賃貸借契約等登録台帳の適正管理に伴う事務手続きの特例措置に関する要綱に基づく申請が3件ありました。

抹消願の申請理由について説明します。

No. 1 賃借人が相続人無く死亡したことで、耕作権を引き継ぐべき者がいなくなり、契約が終了したため。

No. 2 当該地は高速道路用地として買収された土地の残地であり、昭和40年代の土地買収後から賃借人による耕作も賃料の支払いもないことから賃借権が時効により消滅したため。

No. 3 昭和40年代の道路公団による高速道路用地としての買収より前に解約し、買収された土地の残地である当該地を50年以上前より所有者が管理していることから賃借権が時効により消滅したため。以上です。

◆会長(谷河 績) 議案第4号について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆19番(中村 弘) 時効は何年ですか。

◆9番(藤井幹雄) 10年。債権については、10年です。

◆清瀧副課長 番外、説明します。藤井委員からもありましたように、賃貸借権は債権に分類され、債権の時効は10年と定められています。

◆会長(谷河 績) 他にございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第4号は可決と決定しました。

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案いたします。

◆殿元事務副主任 番外、説明します。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で9件ありました。

No. 1からNo. 9については、調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、下限面積要件を満たし、その取得後において全ての農地を効率的に耕作を行い、農作業に常時従事すると認められるなど、農地法第3

条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしています。

なお、No. 1は報告事項 農地法第18条第6項の通知No. 2と関連、No. 4は報告事項 使用貸借権の解約通知No. 1と関連しております。

◆会長（谷河 績） 議案第5号について説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号は可決と決定しました。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆殿元事務副主任 番外、説明します。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

No. 1 申請地は、紀伊地区・・・、紀伊駅の西約・・・mに位置し、おおむね300m以内に鉄道の駅がある、第3種農地に該当します。申請者は、・・・を営んでおり、申請地が駅や学校に近く、居住地として最適な環境にあるため、分譲住宅用地として転用するものです。なお、開発許可申請中です。

No. 2 申請地は、三田地区・・・、三田小学校の北約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請者は、・・・を営んでいる法人の会社役員で、法人の外構工事業の事業規模拡大のため既存資材置場の隣接地である当該地を露天資材置場として転用するものです。

No. 3 申請地は、岡崎地区・・・、岡崎小学校の北約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請者は、・・・を営んでおり、小学校や幼稚園から近く住環境に適した場所である当該申請地を分譲住宅用地として転用しようとするものです。なお、開発許可申請中です。

No. 4 申請地は、安原地区・・・、三田小学校の南約・・・mに位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当します。申請者は、・・・を営んでいますが、申請地の東側隣接地に農業用資材を置いており、それらの運搬を行うための通路として転用するものです。

No. 5 申請地は、安原地区・・・、岡崎前駅の南東約・・・mに位置し、おおむね300m以内に鉄道の駅がある、第3種農地に該当します。申請者は、・・・を営んでいる法人の会社役員で、法人が所有しているコンクリートリサイクルプラントが公共工事の増加の影響により、手狭になってきており、その解消のため露天資材置場として転用するものです。

No. 6 申請地は、東山東地区・・・、伊太祈曽駅の北西約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請者は、・・・を営んでおり、既存の施設及び設備の老朽化や・・・への対応のために、建物を建て替えることとなり、転用の申請をするものです。なお、

賃借権の設定で、開発許可申請中です。

No. 7 申請地は、東山東地区・・・、東山東小学校の南約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請者の実家に近い当該申請地へ住宅を建てるべく、転用の申請をするものです。なお、使用貸借権の設定です。

また、No. 3、6につきましても、有本委員、和田好男委員、中村委員と現地調査並びに事情聴取を行っておりますので、担当の委員から報告があります。以上です。

◆会長（谷河 績） No. 3について、有本委員、報告をお願いします。

◆4番（有本太一） 去る4月26日、和田委員、中村委員と共に、現地調査並びに事情聴取を行いました。

申請地は、・・・外・・・筆で面積は・・・㎡です。岡崎小学校北側・・・mに位置し、申請者は・・・、代表者は・・・氏、資本金・・・万円、従業員・・・名、設立は昭和・・・年・・・月・・・日、年間売上額は・・・億円とのことです。主に・・・です。転用目的は、分譲住宅7戸とのことです。

申請地は、岡崎小学校まで近く、たちばな幼稚園もあり、少し足を伸ばせば和歌山交通公園があるので、子育てをするのに適した地域です。雨水は、側溝を通過して東側既設水路へ放流し、汚水は各浄化槽で処理後、排水管を通過して東側既設水路へ放流とのことです。隣接農地はなく、進入道路については東側から6m道路とします。

事業に要する経費については、約・・・円とのことで、自己資金と融資で賄うそうです。完成は、許可日から約1年後を

予定しているとのことです。

以上のことから、当許可申請については、特に問題はないと思われませんが、皆様の慎重なご審議をよろしくお願いいたします。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。No. 6について、和田委員お願いします。

◆11番（和田好夫） 議案第6号、No. 6について報告します。

4月26日に、有本委員、中村委員と共に現地調査及び事情聴取を行いました。

申請地は、2種農地で・・・筆、面積は・・・㎡です。

転用申請者は・・・で、転用目的は・・・の建替用地です。

・・・は昭和・・・年・・・月・・・日に設立され、資本金は・・・。従業員は約・・・名、年間売上は約・・・円、・・・事業全般を行っています。

なお、事情聴取については、・・・の・・・さん、・・・さん、土地家屋調査士の・・・さんから行いました。

転用に至った理由は、現在の建物は40年経過しており老朽化が激しく、隣接の申請地に新築したいとのことです。完成後は既存建物を取り壊し、・・・の駐車場として使用したいとのことです。

排水については、申請地の北側、東側の既設水路に放流します。十谷池水利組合の許可書も添付されています。

隣接農地はなく、周辺農地への影響はございません。

事業に関する経費は約・・・円とのことで、自己資金及び融資金を充てるそうです。完成は・・・の予定です。

以上で説明を終わりますが、出席の各委

員さん方の慎重な審議をお願いします。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。議案第6号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第6号は可決と決定しました。

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、前回保留分、提案いたします。

◆殿元事務副主任 番外、説明します。

3月及び4月の総会にて、廃棄物や土砂等が多量に放棄された状態であったため、保留となった案件になります。現状の写真を机上配布しておりますので、併せてご覧ください。

転用の内容について再度説明させていただきます。申請地は、東山東地区・・・、四季の郷公園の南西約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。

申請者は・・・を営んでおりますが、土木資材や重機の保管するための資材置場として転用するものです。

現状について説明させていただきます。令和元年5月9日に現地を確認したところ、奥に積まれておりました土砂は、ほぼ撤去されており、廃棄物についてはその多くが処分され、残っている物についても分別され、あとは搬出するのみとなっております。搬出後は、計画図どおりの資材置場として利用が可能になると思われま。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第7号について、説明が終わりましたが、この議案について、

何かご意見、ご質問ございませんか。

◆9番（藤井幹雄） 今、ご説明ありまして、現在の写真と5月9日の現況とは違うということですか。現在の写真ではユンボ2台があるところに、高さ約2m弱くらいの四角錐的なピラミッドのようなものが残っていますが。

◆清瀧副課長 番外、説明します。

ちょうど真ん中の写真が今年の2月の分になります。2月がちょうど申請が出た分でありまして、この時点では、奥側、敷地の方角で言いますと、東側約3分の1くらいに大量の土砂が山のように積まれていた状態です。

その後申請がありまして、現地調査及び事情聴取を行った中で、計画図にあった道路までのレベルまで、土砂を撤去すれば許可も止む無しかというような条件をつけた上で、今日まで保留してきているところでございます。

今の状態としましては、地面のレベルに関しましては、道路とほぼ同じレベルまで掘り下げられております。中央に残されている土砂であります。事務局でこの1週間くらい毎日確認に行っております。作業の様子を見守っておりましたが、土砂の中に含まれていた色々なごみを分別しながら、撤去していた様子であります。その結果、分別した若干のごみが写真手前の方に分けられています。そして、中央に残っている部分については、ほぼ土砂のみということで、先ほどの説明にもありましてとおり、後は搬出を待つみの状態です。以上です。

◆9番（藤井幹雄） 私が聞きたかったのは、現在、これはいつの写真ですか。

◆清瀧副課長 昨日です。

- ◆9番（藤井幹雄） 昨日ですね。この写真を見る限り、まだこの中に大きなコンクリートがらのようなものも写っているように見えるのですが。
- ◆清瀧副課長 現場で見る限りでは、ほぼ取っている感じに見えます。
- ◆9番（藤井幹雄） この中にまだ色々なものが雑然とまだ入っているのではないかととも思われて、それをきれいに分別しながら出しているのか、これをすべて土砂というふうに判断されているのか。
- ◆清瀧副課長 基本的に土砂のように見えます。分別の際に、重機の先に爪ですね、クローラーというものをつけて土をふるいながら搬出していました。おそらくその搬出するにあたって、適正な管理のもと搬出しているものと思われる。
- ◆9番（藤井幹雄） 私も現地調査に2月に行きましたので、こういう積み方をされている時によくあるのは、一般廃棄物、産業廃棄物なんかをごちゃごちゃにして投棄するのがよくあるパターンなので、それを心配して、これまで総会で議論してきたのですが、あと残っているのは前に積み上げられていたものの残りということでよろしいのでしょうか。
- ◆清瀧副課長 はい、そのとおりです。
- ◆9番（藤井幹雄） それで、積み上げられていた何パーセントかは分からないが、この中にゴミないし建設廃材的なものもゼロでないようには見えます。それを全部どけるのに何日かかるか分かりませんが、それを適正に最後までやってくれるであろうという前提で考えてよいのですか。
- ◆清瀧副課長 番外、現地の作業員に事情を聞いたところ、作業員は全部取るように上から指示されていると聞いています。
- ◆7番（吉中雅三） いつ終わるのですか。
- ◆会長（谷河 績） 地元の大河内さん、ご意見どうですか。
- ◆16番（大河内壽一） これは本当のことを言えば取ってほしいですが、ここまで取っておれば仕方ないですかね。この奥の分、前の白い袋にある程度よけていると思われれます。奥もやっていました。私も見に行きましたから。
- ◆会長（谷河 績） ほかにご意見ございませんか。
- ◆7番（吉中雅三） これはこれで通すという感じなのですか。
- ◆6番（坂東紀好） これは事前着工ということで問題としているわけですよ。現状は、元々、田ですよ。田でなければだめということで、そして、事前着工でやってやってはだめですよということで今に至るわけで。この状態でごみが混じっていないとしているとして、この状態が事前着工ではないかとしたときに、この状態は事前着工ですよ。そうすると、今後の案件の中で、この部分であったら、きれいにしたらいいんですかということで通していくかということで、連続性がなければいけないので、これを認めていくと、今後こういう案件出てきたときに、きれいにしましたよと、これは事前着工ではないということになりませんか。あくまでも事前着工して、ごみのあるないは別にして、原則あったらいけないものがあるわけですよ。それでいくのであれば、今後こういうことが起こったら全て通していかないといけなくなるので、それでいいのであればよいが、ちょっ

とロジックがないのかなとは思いますが。

◆会長（谷河 績） 事務局、受付から何か月で県に上げなければいけないなど経緯を説明してください。

◆清瀧副課長 番外、補足で説明します。

今日まで約2か月保留という形で続けてまいりました。申請が出れば、原則は迅速に判断して、県に意見を出さなければならぬとなつております。その場合は、許可相当か不許可相当かどちらかしか意見としては出せないと思つております。そこで、まず、いつまでもだらだらのまま置いておくというのは、実際、これ以上の保留というのは難しいかというのが一つの判断です。それと、もう一つ、今、坂東委員からもご指摘ありましたが、本案件、事前着工案件であります。ただし、この事前着工の行為者は、今回の転用者ではなく、全く別の業者が産廃を放置したまま倒産してしまい、それを今回買いたいがゆえに、この残っているごみを、ここの……ですね、……さんの方が撤去しているという事情がありますので、たちまちそしたらこの……さん自身が農地法に重大な違反をしたというわけではないというところは一定の考慮をするべきかと思つております。以上です。

◆会長（谷河 績） 他にご意見ございませんか。

◆7番（吉中雅三） 今、説明がありましたが、地主が倒産した人に貸してあつたと思うのですが、地主がどのようにお金をもらっていたかは分かりませんが、地主の方にも責任も多少あると思うのですが。

◆清瀧副課長 まさに今、吉中委員がおっしゃつたとおりでありまして、このことについての責任はだれにあるかとなると地主

になると思つております。そういう意味では、去る2月の事情聴取のときに、藤井委員等にも入ってもらつた中で、地主に対してかなり厳しい指摘をしております。地主に聞いたところ、当初は月・・万くらいいただけていたようですが、途中から業績が悪くなって、収入も途絶え、放置されたまま置いていかれたというふうに聞いています。

◆9番（藤井幹雄） もともとの事前着工は地主自身だつたんです。地主自身が自分の田んぼを勝手に埋めて、自分の資材置き場にして、その後、その資材置き場の現況を別の業者に貸していたという状況です。ですから地主の責任は極めて、法的にも本当は重大で、多分、農地法違反で告発でも本来だったらすべき事案だつたかもしれないです。

◆7番（吉中雅三） 写真の一番上、なんと書いてありますか。資材置き場と書いてありますか。

◆9番（藤井幹雄） 前の業者です。前の……資材置き場というのは、いなくなつた業者です。ですから、地主が違反転用したのが第一段階で、第2段階が……がそれを置いて、そこにまた産廃を放置するという産業廃棄物に関する法律の違反がそこに重ねられ、そして今があるという。今は第3段階の状況ということになると思つております。

だから、坂東委員のご指摘はそのとおりですが、これはよくある一般の事前着工案件とかなり特殊なことになっていて、これを認めたから、よくある一般の事前着工案件に今回のこれをリンクするということが極めて不適切な前例ということが言えるのではないかという気もします。

◆7番(吉中雅三) それと関連してですが、この道の高さまで地主がついたと言うが、その下にも産業廃棄物が埋まっていますか。

◆16番(大河内壽一) それは、地主の・・・さんが、山土を埋めています。

◆7番(吉中雅三) それでは、下にはないのですね。この土地の道の高さまで下げたら何とか考慮してあげればというような。

◆清瀧副課長 番外、・・・さんからの情報では、この土砂を取るにあたって、事前にどんなものが入っているか、検査はしたと聞いております。検査の結果、特にひどいものはなかったということで、今に至っている状態です。以上です。

◆6番(坂東紀好) この土砂、何も入っていないと今言われた分、露天資材置き場という転用目的の範囲の中に、この土、これはきれいなものですが、土を置くとか砂利を置くとかいうことは含まれているのですか。

◆清瀧副課長 番外、当初の計画では、残土置き場も含まれております。そのほかトラックまたはクラッシャの機械等を置きたいというような計画です。

◆6番(坂東紀好) 含まれているのならば、これがきれいなものであって、先ほど藤井委員が言われたようにリンクしないのであれば、これがきれいなものとするれば、取らなくてもよいと。これは取ってもまた置けるのですよね、許可範囲の中の目的として。そしたらまあまあいいのかなあと思っています。許可の範囲を超えているというのならば、いったん取ってもらわないと具合が悪いですが、範囲に含まれているということならば、まあいいのかなあとという気が

します。

◆9番(藤井幹雄) 現地調査で見たら、一旦、これはきれいにしてから、その中で使える土だということで置くというのあり得るような気がします。

◆会長(谷河 績) 大体ご意見が出たようでございますが、2か月保留しているということで、不許可、許可ということで当委員会も出さないといけないと思います。いかがいたしましょうか。私個人的に言えば、逃げた産廃業者、地主のほか、農地パトロールの時に、こんな大きな土地、なぜ当農業委員会でも分からなかったのかということが一つあると思います。今、ご意見にはありませんでしたが、皆さん、そうでしょう。毎年、農地パトロール年1回やっていますが、なぜその時見つけられなかったのかという農業委員会の欠点もあります。もう1回言いますが、県へ許可、不許可相当で上げなければいけませんので、いかがいたしましょうか。

地主さんから悪かった、業者がやった、夜逃げされたと。悪いのは分かっていますが、県へ上げてどのように下りてきても不許可相当とするか、もしくは後の残土をきれいに取るという想定で許可するか、そうなると思いますが、いかがいたしましょうか。

◆9番(藤井幹雄) 速やかにということが、3か月であってはいけないのですか。3か月であつても速やかと言っていいような気がします。

◆清瀧副課長 確かに3か月だろうが1年だろうがそれなりの合理的な理由があれば可能と思いますが、ただ、本件場合は、先ほどからも何回も申し上げておりますが、

今回買い受け希望している・・・さん自身がこの件に関しては何も問題がないと。この人に対して2か月3か月さらに4か月と保留を重ねていくというのは、いかがなものかと思う部分がありますので、事務局としては、この辺でどちらかの判断は一旦出した方がよいのではないかと思います。以上です。

◆9番(藤井幹雄) 私は若干違う意見もないことはないのですが、それを前提として、事情聴取の時に、・・・さんにせめてこれくらい取ってもらえないかということ、を農業委員会の方から条件をつけて、それに従って、6割なのか7割なのか8割なのか分かりませんが、それに向けてしているという現状を見た場合に、それを不許可とするとなると、そのとおりにやっているのにどうして不許可となるのかという逆にその違法性が出てくる可能性があります。つまり、こちらの指導に基づいてその方向でしている現状において、なかなか不許可というのは、理由はつけにくいのではないかと。保留というのはあり得ると思いますが、不許可というのは、こちらの行政指導的な、事務局からもそうですし、農業委員からもそういうことを言いましたので、そうなるのではないのかなあというのが、事情聴取した感想です。

◆会長(谷河 績) 事務局としては、このくらいで2か月で白黒したいというご意見なので、皆さんいかがいたしましょうか。・・・が買受人ですが、この人は悪くはなく、地主と逃げた産廃業者が悪いのではないかとありますが、いかがいたしましょうか。

◆12番(藤井 高) 事務局の言うよう

に出したらどうですか。

◆会長(谷河 績) 事務局の言うとおりに、高く積んでいるものを取ってくれるという前提で許可したらどうかということですね。他にございませんか。坂東委員がおっしゃっているのは、これが前例にならないかと。

◆6番(坂東紀好) それはもういいです。今、藤井委員が言われたとおり、委員会の要望どおり動いている中で不許可というのがおかしいので、それは許可でよいと思いますが、写真を見て一番気になるのは、左側の隣接地の農地との関係がありますよね。例えば、条件ということではないが、管理はきちんとやってくださいよという、倒れてきたら隣の人がけがしたり、前はきちんと巻いていたものが今はくだけてきているので、風が来たらこれは倒れると思います。ですので、隣接農地の関係もありますので、管理だけは条件をきちんとつけて、うちの要望どおりやってくれるのであれば許可しますという感じで。

◆会長(谷河 績) 露天資材置き場にするのに、ごみが隣接地に飛ばないようにフェンスをつけるなど、事務局、条件をつけられますか。口頭では言えますか。

◆清瀧副課長 番外、厳密には条件付きの許可というのは難しいと思います。

◆6番(坂東紀好) 申請の条件ではなく、話でいいのではないのでしょうか。

◆清瀧副課長 約束をもらうのは可能だと思います。

◆会長(谷河 績) そういう意見もございますが、いかがいたしましょうか。

◆9番(藤井幹雄) このフェンスも前の・・・のフェンスなので。

◆16番(大河内壽一) 台風で飛んで、

逃げてしまったので隣の人が困ったと言っていました。

◆会長（谷河 績） いかがいたしましょうか。

◆16番（大河内壽一）・・・さんはまじめな人だと思いますので、隣に迷惑をかけないようにしてくださいと口頭で言って、それを守ってもらうようにすれば、それでいいと思います。

◆会長（谷河 績） そういうことでよろしいでしょうか。隣接地に迷惑をかけないという条件をつけて県へ上げるということではよろしいですか。

◆清瀧副課長 事務局の方から申請者にこのような意見があったということを伝えます。

◆会長（谷河 績） 農業委員会の総会でそういうことがありましたと伝えるだけでいいですか。それ以上、言えないわけですね。

◆清瀧副課長 できれば誓約書くらいはもらいたいのですが。頑張ります。

◆会長（谷河 績） そこまで言っているのですが、皆さん、いかがいたしましょうか。

「異議なし、との声。」

それでは、議案第7号について、色々意見が出たかと思いますが、可決と決定してよろしいでしょうか。

「異議なし、との声。」

それでは、議案7号については可決と決定しました。

議案第8号 農用地利用集積計画について、提案いたします。

◆中川班長 番外、説明します。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画

に基づく利用権の設定で、新規の契約が18件ございました。

賃借権が1件、使用貸借権が17件の設定です。期間は1年が5件、2年が1件、3年が6件、4年が2件、5年が3件、6年が1件です。

面積は田が37,218㎡、畑が95㎡、合計37,313㎡でした。

また、うち農地中間管理事業による設定が3件あり、面積は田が6,920㎡、畑が95㎡、合計7,015㎡でした。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第8号について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第8号は可決と決定しました。その他、何かございませんか。

「なし、との声。」

それでは、ご質問がないようでございますので第23回総会を閉会いたします。長時間どうもありがとうございました。

13時54分 閉会